

令和4年度 遊佐町商工会 遊佐町産業活性化対策事業

遊佐町産業活性化対策事業とは、遊佐町において新たな事業、新たな販路開拓等に取り組む人を応援する事業です。

制度の概要を掲載しますので、詳細については「遊佐町商工会（Tel.72-4422）」にお気軽にお問い合わせください。

1. 創業等支援補助金

対象者	下記の①～③のいずれかを満たす会員事業所 ① 令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間に遊佐町内で創業した小規模事業者 ② 上記①のうち、遊佐町内において建物を賃借して小売業、理美容業、飲食業のいずれかを営業する小規模事業者 ③ 令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間に遊佐町外から遊佐町内に新規出店した小規模事業者
対象経費	・ ①③…特になし ※創業等に係る初期費用として自由に利用可能 ・ ②…支払家賃
交付額	・ ①…10万円 ※指定の創業塾を修了した場合は5万円を上乗せ交付 ・ ②…上限10万円×開業後3ヶ月分 ※①②の両方に該当する場合は、①②共に申請可能 ・ ③…5万円
必要書類	・ 交付申請書 ・ 事業計画書 ・ ①の場合：開業届の写し ・ ②の場合：契約書及び対象となる家賃の支払いを証明できるものの写し ・ ③の場合：町内に事業場を設けたことを確認できるもの ・ その他商工会長が必要と認める書類
受付締切	・ 令和4年12月28日（水）

2. 持続的発展支援事業補助金

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付決定日から令和 5 年 2 月 28 日までの間に、販路開拓等の事業に取り組む小規模事業者 ・ 遊佐町商工会が指定した専門家等の指導を受けることができる会員事業者
対象経費	<p>① 広報費</p> <ul style="list-style-type: none"> … 広告媒体の作成および活用に要する経費 (定期的に発行しているチラシ等は対象外) <p>② 補助金等ブラッシュアップ事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> … 国や山形県が募集した補助事業に申請し、不採択となった案件について、ブラッシュアップした事業を実施する際に要する経費 <p>③ コロナ対策費</p> <ul style="list-style-type: none"> … 小売業、理美容業、飲食業等の事業者が、接客におけるコロナ対策として必要な備品等購入に要する経費 <p>④ デジタル化推進費</p> <ul style="list-style-type: none"> … 働き方改革や新しい生活様式に対応するため、事業所が取り組むデジタル化に要する経費
交付額	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①②…販路開拓等に必要となる対象経費の 2/3 ※下限 5 万円～上限 15 万円 ・ ③ …対象経費の 2/3 ※町内事業所に発注した単価 1 万円以上の経費に限る ※下限 5 万円～上限 15 万円 ・ ④ …対象経費の 2/3 ※下限 1 万円～上限 10 万円
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書 ・ 補助事業計画書 ・ 対象経費の概算価格がわかるもの（見積書、カタログ等） ・ その他商工会長が必要と認める書類 <p>《法人の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直近の確定申告書（別表 1）及び貸借対照表・損益計算書 ・ 現在事項全部証明書 または、履歴事項全部証明書 <p>《個人事業主の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直近の確定申告書及び決算書 または、開業届
受付締切	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 4 年 12 月 28 日（水）
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 交付決定前に実施した事業は対象外です。 ② 申請から交付決定まで、1 ヶ月程度の期間が必要となりますので、余裕をもって申請してください。

※本事業は予算の範囲内で実施します。予算に達した際は、受付の停止や補助金を減額する場合がありますのでご了承願います。